



峡北広域行政事務組合告示第8号

平成27年度峡北広域行政事務組合人事行政の運営の状況について公表する。

平成28年10月27日

峡北広域行政事務組合代表理事 内藤 久夫



峡北広域行政事務組合の人事行政の運営状況について

1. 職員数の状況

(1) 級別職員数の状況（平成27年4月1日現在）

職 務	主 事、技 師 主事補、技師補 消防士、副士長	主 任 副士長	副 主 査 消防士長	主 令 査 補	課長補佐 次主司 長幹令	課長、所長 技 師 長 司 令 長	管理事務局長 消防局長 課 長
区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
一般行政職	1	2	2	5	4		3
消 防 職	41	14	28	11	20	8	1
合 計	42	16	30	16	24	8	4

（行政職 17名 消防職 123名） 合計 140名

(2) 採用者数の状況（平成27年度）

事務職員 1名

消防吏員 2名

(3) 退職者数の状況（平成27年度）

消防吏員 7名

2. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（平成27年度一般会計外3会計決算）

区 分	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率B/A	備 考
一 般 会 計	76,485 千円	40,384 千円	52.8	
常備消防特別会計	1,559,189 千円	980,303 千円	62.9	
ごみ処理特別会計	1,753,076 千円	52,969 千円	3.02	
し尿処理特別会計	94,722 千円	21,336 千円	22.5	

（注）人件費には、特別職に支給される報酬、臨時職員の賃金なども含まれています。

(2) 職員給与費の状況 (平成27年度一般会計外3会計決算)

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				一 人 当 たり 給与費 (B/A)
		給 料	職 員 手 当	期 末 勤 勉 手 当	合 計 (B)	
一 般 会 計	7	27,512 千円	7,818 千円	10,566 千円	45,896 千円	6,557 千円
常 備 消 防 特 別 会 計	124	460,357 千円	205,974 千円	174,545 千円	840,876 千円	6,781 千円
ご み 処 理 特 別 会 計	6	25,211 千円	5,792 千円	9,305 千円	40,308 千円	6,718 千円
し 尿 処 理 特 別 会 計	2	7,664 千円	2,609 千円	2,989 千円	13,262 千円	6,631 千円

(注)この表には、特別職に支給される報酬及び非常勤職員の賃金は含んでいません。

(3) 職員の初任給の状況 (平成27年4月1日現在)

区 分	一 般 行 政 職 (円)	消 防 職 (円)
高 校 卒	144,600	162,900
大 学 卒	176,700	200,800

(4) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

(平成27年4月1日現在)

区 分		一 般 行 政 職	消 防 職
一 般 会 計	平 均 給 料 月 額 (円)	358,883	
	平 均 給 与 月 額 (円)	391,436	
	平 均 年 齢 (才)	45	
常 備 消 防 特 別 会 計	平 均 給 料 月 額 (円)	198,700	307,741
	平 均 給 与 月 額 (円)	201,600	342,816
	平 均 年 齢 (才)	27	38
ご み 処 理 特 別 会 計	平 均 給 料 月 額 (円)	360,340	
	平 均 給 与 月 額 (円)	410,400	
	平 均 年 齢 (才)	47	
し 尿 処 理 特 別 会 計	平 均 給 料 月 額 (円)	317,400	
	平 均 給 与 月 額 (円)	344,450	
	平 均 年 齢 (才)	41	

(5) 職員手当の状況(平成27年4月1日現在)

区 分	峡北広域行政事務組合			国		
	支給月	期末手当	勤勉手当	支給月	期末手当	勤勉手当
期 末 勤 勉 手 当	6月期	1.225月分 (0.65月分)	0.75月分 (0.35月分)	6月期	1.225月分 (0.65月分)	0.75月分 (0.35月分)
	12月期	1.375月分 (0.80月分)	0.85月分 (0.4月分)	12月期	1.375月分 (0.80月分)	0.85月分 (0.4月分)
	合 計	2.60月分 (1.45月分)	1.6月分 (0.75月分)	合 計	2.60月分 (1.45月分)	1.6月分 (0.75月分)

※ () は、再任用職員に適用

区 分	国の制度との差異	差異の内容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	異	蕪崎市の支給方法に準ずる

3. 勤務時間の状況

1. 勤務時間の状況(平成27年4月1日現在)

(1) 1週間の勤務時間 38時間45分

(2) 一般職員の勤務時間

開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
午前8時30分	午後5時15分	午後零時～同1時	平成19年度より廃止

(3) 消防職員の勤務時間

開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
当番の午前8時30分	翌日の午前8時30分	午後零時～同1時 午後5時15分～同6時15分	平成19年度より廃止

(4) 特別休暇等の状況

種類	期間
1 公民権行使休暇	そのつど必要と認める期間
2 官公署出頭休暇	そのつど必要と認める期間
3 骨髄提供休暇	そのつど必要と認める期間
4 ボランティア休暇	5日以内
5 婚姻休暇	5日以内
6 妊娠中又は出産後通院休暇	妊娠したと認められたときから妊娠6月まで 4週間に1回 妊娠7月から9月まで 2週間に1回 妊娠10月から分べんまで 1週間に1回 出産後1年まで 1回
7 分べん休暇	その分べん予定日前8週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)に当たる日から分べんの日後8週間目に当たる日までの期間内
8 育児休暇	1日2回それぞれ30分以内の期間
9 配偶者出産休暇	2日以内
10 男性職員の育児参加休暇	5日以内
11 子の看護休暇	5日以内(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日)以内

種 類	期 間
12 短期の介護休暇	5日以内(第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者が2人以上の場合にあつては、10日)以内
13 忌引	配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。) 7日 父母 7日 子 5日 祖父母 3日(職員が代襲相続し、かつ祭具等の承継を受ける場合にあつては7日) 孫 1日 兄弟姉妹 3日 おじ又はおば 1日(職員が代襲相続し、かつ祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日) 父母の配偶者又は配偶者の父母 3日(職員と生計を1にしていた場合にあつては、7日) 子の配偶者又は配偶者の子 1日(職員と生計を1にしていた場合にあつては、5日) 祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹 1日(職員と生計を1にしていた場合にあつては、3日) おじ又はおばの配偶者 1日
14 父母の祭日休暇	1日。ただし、遠隔地におもむく必要のある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。
15 夏季休暇	5日以内
16 感染症まん延防止休暇	そのつど必要と認める期間
17 住居消失・損壊休暇	そのつど必要と認める期間
18 非常災害交通遮断休暇	そのつど必要と認める期間
19 交通機関の事故等による不可抗力休暇	そのつど必要と認める期間
20 生理休暇	そのつど必要と認める期間。ただし、毎月2日を越えることはできない。

4. 分限及び懲戒

(1) 分限処分者数(平成27年度)

職 種	免 職	休 職	降 任	降 給
一般行政職				
消 防 職				

(2) 処分事由別分限処分者数(平成27年度)

区 分	職 種	免 職	休 職	降 任	降 給
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)	一 般 行 政 職				
	消 防 職				
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号第2項第1号)	一 般 行 政 職				
	消 防 職				
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)	一 般 行 政 職				
	消 防 職				
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)	一 般 行 政 職				
	消 防 職				
心身の故障の場合 (法第28条第2項第1号)	一 般 行 政 職				
	消 防 職				
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)	一 般 行 政 職				
	消 防 職				
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)	一 般 行 政 職				
	消 防 職				
法第28条第4項により失職 した場合	一 般 行 政 職				
	消 防 職				

(3) 懲戒処分者数(平成27年度)

職 種	免 職	停 職	減 給	戒 告
一般行政職				
消 防 職			1	

(4) 処分事由別懲戒処分者数(平成27年度)

区 分	職 種	免 職	停 職	減 給	戒 告
法令違反 (法第29条第1項第1号)	一 般 行 政 職				
	消 防 職				
職務上の義務違反又は怠慢 (法第29条第1項第2号)	一 般 行 政 職				
	消 防 職				
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (法第29条第1項第3号)	一 般 行 政 職				
	消 防 職				1

※ 1. 法とは地方公務員法をいうものである。

5. 服務

区 分	内 容	違反者
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 (地方公務員法第32条)	職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の機関の定める規定に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。	0名
信用失墜行為の禁止 (地方公務員法第33条)	職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	0名
秘密を守る義務 (地方公務員法第34条)	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。	0名
職務に専念する義務 (地方公務員法第35条)	職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。	0名
政治的行為の制限 (地方公務員法第36条)	職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。	0名
争議行為の禁止 (地方公務員法第37条)	職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。	0名
営利企業等の従事制限 (地方公務員法第38条)	職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則(人事委員会を置かない地方公共団体の規則)で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。	0名

6. 研修

(1) 研修実績(平成27年度)

研修名	内 容	対 象 職 員	参 加 者 数
エネルギー管理講習	エネルギー管理企画推進者及び管理員の選任に必要な講習	事務職員	1名
特別管理産業廃棄物管理責任者	特別管理産業廃棄物管理責任者に必要な講習	〃	1名
廃棄物処理施設技術管理者講習	廃棄物処理施設に必要な専門的知識及び技能の習得	〃	2名
新規採用職員研修	公務員としての基礎知識の習得	〃	1名

(2) 訓練及び教育(平成27年度)

訓練・教育名	内 容	対 象 職 員	参 加 者 数
消防大学校救急急科	救急業務の教育指導者としての資質向上	消防職員	1名
消防大学校幹部科	消防の上級幹部たるにふさわしい能力向上	〃	1名
初任科教育	消防実務の基礎知識・技能の習得	〃	2名
上級幹部教育	所属長としての管理監督能力の習得	〃	2名
幹部教育	現場指揮及び人事管理能力の習得・開発	〃	2名
警防科教育	災害現場の安全管理及び指揮能力の習得	〃	3名
救助科教育	救助の知識や高度な技能及び技術の習得	〃	4名
火災調査教育	原因調査に係る専門知識等の習得	〃	3名
救急科教育	救急医学の基礎及び応急救護処置の習得	〃	2名
危険物科教育	危険物規制の知識や技術を習得	〃	2名
水難救助教育	水難救助の知識や技能及び技術を修得	〃	2名
山岳救助教育	山岳救助の知識や技能及び技術を修得	〃	3名
救急隊長教育	救急業務での判断力及び指導力の向上	〃	2名
玉掛け再講習	労働安全衛生法第60条の2の講習	〃	3名
濃煙熱気実火災研修	濃煙・高温を再現した火災実体験研修	〃	10名
小型移動式クレーン	3t未満小型移動式クレーン技能講習	〃	3名

玉掛け講習	玉掛け業務技能講習	〃	3名
救急救命士 東京研修所	救急救命士養成研修	〃	2名
就業前病院研修	救急救命士の病院研修	〃	2名
ビデオ喉頭鏡による 気管挿管	救急救命士のビデオ付喉頭鏡を用いて 気管挿管する病院研修	〃	2名
M C L S	多数傷病者への医療対応標準化コース	〃	3名
B L S O	外傷を含む妊婦救急処置対応コース	〃	2名
救急救命士 再教育研修	救急救命士の再教育研修	〃	29名
特別はしご教育	はしご付消防車の専門知識の習得	〃	2名
特別無線研修	第二級陸上特種無線技士資格の取得	〃	2名
外傷研修 (JPTEC)	病院前外傷救急教育プロトコール	〃	2名

7. 勤務成績の評定の状況

昇給・昇格については、所属長からの聞き取りをもとに総務課において資料を作成し、代表理事まで決裁を受け実施している。

平成27年度末に人事評価実施規程及び運用要綱を策定し、平成28年4月から導入している。

評価結果の活用は今後検討していく。

8. 福利及び利益の保護

(1) 職員の健康診断の実施状況（平成27年度）

実施期間	内 容	対象者
平成27年6月1日～ 平成28年3月31日	山梨県市町村職員共済組合人間ドック(日帰)	全職員

(2) 職員のレクリエーションの実施状況（平成27年度）

事業名	内 容	実 施 日	実施場所	参加者数
リフレッシュ事業	ボーリング	平成27年11月13・14日	ダイトスターレーン	46名

峡北広域行政事務組合公平委員会の業務状況について

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

区分	付属件数			処 理 件 数							翌年度への 繰越 (A)-(B) (平成28年度)
	前年度か らの繰越 (平成26年度)	新規 要求	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定			計 (B)	
							全部容認	一部容認	全部否認		
給与	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	0
勤務時間	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	0
休暇	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	0
福利厚生	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	0
転任	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	0
任用	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	0
その他	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	0
計	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	0

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

区分	付属件数			処 理 件 数							翌年度への 繰越 (A)-(B) (平成28年度)
	前年度か らの繰越 (平成26年度)	新規 申立 て	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定			計 (B)	
							処分取消	処分修正	処分承認		
降給	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	0
降任	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	0
休職	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	0
分限免職	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	0
戒告	0	1	1	-	-	-	1	-	-	1	0
減給	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	0
停職	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	0
懲戒免職	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	0
転任	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	0
その他	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	0
計	0	1	1	-	-	-	1	-	-	1	0